

名義使用申請にあたっての注意事項

(平成 22 年 4 月 1 日)

(平成 30 年 7 月 4 日 (一部修正))

依頼試験の成績証明書、オーダーメイド開発支援の完了書をもとに、カタログ、パンフレット、インターネットのショッピングモール、ホームページ等に掲出する広告(以下、「広告物」と言います。)に、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター(以下、「都産技研」と言います。)の名義を使用するときは、あらかじめ名義使用申請書を提出し、都産技研の承認を受けて下さい。

- ☆ 依頼試験の報告書をもとに名義使用申請はできませんのでご注意ください。
- ☆ 機器利用における名義使用申請は一切できませんのでご注意ください
- ☆ 試験の内容や条件によって、成績証明書が発行できないケースがありますので、試験を申込まれる際には事前に試験担当者にご確認ください。

(1) 名義使用申請書の提出について

- ☆ 名義使用申請書、依頼試験の成績証明書(オーダーメイド開発支援の場合は完了書)のコピー及び広告物の原稿を準備して下さい。広告物の原稿は事前に試験を担当した職員(以下、「担当職員」と言います。)に相談して内容のチェックを受けて下さい。
- ☆ 名義使用申請書は“記入見本”を、広告物は「(7) 成績証明書の使用例」を参考にして作成して下さい。
- ☆ 担当職員のチェックを受けた書類は、本部は技術経営支援室(相談支援係)に、各支所は試験受付窓口に提出して下さい。
- ☆ 名義使用申請は、成績証明書発行の日から1年を限度にお受けします。
- ☆ 依頼試験以外の事業(共同研究等)に関して都産技研の名義を使用するときも承認が必要です。各事業の担当研究員へまずはお相談ください。広告物の原稿は事前に、その事業を担当した都産技研職員に内容のチェックを受けて下さい。

(2) 名義使用申請書の審査 名義申請の内容については、表現が適正であるか、消費者等第三者に誤解を与えるおそれはないか等について審査します。審査の結果、内容の修正をお願いすることや承認ができない場合もありますのでご了解ください。

(3) 名義使用承認書

- ☆ 提出された名義使用申請書と広告物の内容について審査の上、名義使用承認書(様式9-2)を交付します。
- ☆ 名義使用期間は、名義使用承認日から3年以内です。
- ☆ 名義使用期間の更新(延長)はできませんので、改めて依頼試験を申請し、その成績証明書をもとに新たに名義使用申請を行って下さい。
- ☆ 名義使用承認書が交付される前に、広告物の印刷の発注やインターネットでの公開を行うことはできません。

(4) 名義使用の承認をできない表現

- ☆ 成績証明書には、持参された試験品に対する客観的な試験結果のみが記載されています。消費者等第三者に誤解を与えるような試験データの過大評価や成績証明書に記載のない表現は認められませんのでご注意ください。
- ☆ 成績証明書は、製品全体の効果・効能等を保証するものではありません。「都産技研が実証、認証」等の表現は認められませんのでご注意ください。
- ☆ 成績証明書に記載された内容をそのまま記載される場合でも、前後の文章等の内容や表現によって消費者等第三者に誤解を与える可能性があるためと都産技研が判断した時は認められませんのでご注意ください。

(5) 名義使用承認後に作成された広告物の提出 名義使用承認書に基づいて作成された広告物の一部を、都産技研にご提出下さい（郵送でも結構です）。

(6) 名義使用承認の取消等名義使用承認書に基づいて作成された広告物が承認内容と異なるときは、使用の承認を取消します。取消された場合は、ただちに広告物を回収し、その処理状況を都産技研にご報告下さい。

(7) 成績証明書等の使用例

- ☆ 成績証明書等から試験データ等を広告物に転載する場合は、使用箇所に、都産技研の試験結果であることと、成績証明書の発行番号を明記して下さい。
- ☆ 文章中に試験データ等を引用する場合には、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター成績証明書〇〇依□□第△△△△号」を必ず挿入して下さい。
- ☆ 「日付」は省略しても結構です。また、「成績証明書」は、「試験結果」とすることも可能です。

試験データ、グラフ、写真等

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの試験結果
〇〇依□□ 第△△△△号
平成〇〇年 X X 月 X X 日